

このチラシは専攻科に通う全生徒に配布しています

--- 高等学校等専攻科生徒への支援 ---

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん
令和7年度 **高校生等奨学給付金**
新入生早期・通常・家計急変世帯

共通

毎年申請が必要！
返還不要！

◆制度の概要

三重県教育委員会では、生計維持者（原則父母）が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、公立高等学校専攻科に通う生徒のいる世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆対象となる方 認定基準日 令和7年7月1日現在で、次の資格をすべて満たす世帯

1. 高等学校等専攻科修学支援金（授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する生徒がいる世帯
※ 7月1日現在休学中の生徒、特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。
2. 生計維持者（原則父母）が三重県内に住所を有している世帯
ただし、令和7年1月1日時点で生計維持者のいずれかが海外に居住している場合は、令和7年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。
※ 生計維持者の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. 生計維持者全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯（均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は対象になります。）
4. 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が105,500円未満の世帯
5. 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が264,500円未満の世帯で扶養する子が3人以上の世帯（裏面の「世帯種別」を確認してください。）
6. 家計急変申請は、令和7年1月1日以降に家計が急変しその後1年間の世帯収入が下記の項目に該当する世帯
 - ① 道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税相当になった世帯。
 - ② 家計急変後、上記4または5に該当する世帯。
 - ③ 定年退職・自己都合による離職・客観的な外的要因によらない廃業等は対象外です。

◆申請の種別

- ◇ 新入生早期…………… 令和7年度新入学の生徒
◇ 「新入生のための早期給付」または「通常申請」のどちらかを選択して申請ができます。
- ◇ 通常申請…………… 令和7年7月1日現在在学中の生徒
◇ 専攻科在学中に既に給付金を2回受給している場合は対象外です。
- ◇ 家計急変世帯…………… 令和7年度生計維持者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計に課税があり、令和7年1月1日以降に家計が急変し、収入が減少した世帯

◆認定基準日

- ◇ 新入生早期…………… 令和7年7月1日
- ◇ 通常申請…………… 令和7年7月1日
- ◇ 家計急変世帯…………… 令和7年7月1日 ~ 令和8年3月2日の学校が受付けた日

◆申請書提出締切日

- ◇ 新入生早期…………… 令和7年7月15日（必着）
間に合わない場合は通常申請で申し込んでください
- ◇ 通常申請…………… 令和7年7月中の学校が定める日
- ◇ 家計急変世帯…………… 令和8年3月2日までの学校が受付けた日
給付額は申請の時期によって異なります。

◆申請・給付について

※ 申請できるのは、申請区分 4～6 のうちどれか 1 つです。

○年 1 回、申請のあった指定口座に振り込みます。

※1 高等学校等専攻科在学中に給付が受けられる回数は、通算 2 回を上限とします。

※2 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

○給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

基準日：令和 7 年 7 月 1 日現在

申請の種別	世帯種別	申請区分	給付額
▶ 新入生早期 ▶ 通常申請	生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税 の世帯（生活保護受給世帯を含む）	4	50,500 円
	生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税 所得割額の合計が 105,500 円未満 の世帯 世帯年収目安：270 万円～380 万円（世帯構成によって変わります）	5	10,100 円
	生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が 264,500 円未満 で扶養する子が 3 人以上 いる世帯 世帯年収目安：380 万円～600 万円（世帯構成によって変わります） ※ 令和 7 年 7 月 2 日以降に子が生まれ、子が 3 人以上になった場合を含む（給付額は申請の時期に応じて減額となります）	6	
▶ 家計急変世帯	家計急変により、収入が減少した世帯（申請区分 4・5・6） ※対象となる世帯年収見込み額はお問い合わせください。	状況によって変わります	

※ 生計維持者とは原則父母を指します。

※ 申請区分 6（多子世帯）の給付額について、令和 7 年 7 月 2 日以降に子等の出生等によって扶養する子が 3 人以上になった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定します。

※ 家計急変世帯の給付額は、申請の時期等によって算定します。

～～申請書類は各学校で受け取ってください～～

必要書類を添えて申請書類を学校担当者に提出

(詳しくは申請書とともに受け取る「申請の手引き」を確認してください。)

◆注意事項

- ★ 「通常申請」「新入生早期」「家計急変世帯」を重複して申し込むことはできません。
- ★ 申請書やその他の提出書類に不備があった場合は、給付が遅れることがあります。
- ★ 当該生徒以外に高校生等がいる場合は、それぞれ在学する学校で申請が必要です。

問合せは各学校の担当者へ

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック!



こちらの
二次元コードを
読み取って
アクセスできます。



※日本語がわかりにくい方は、翻訳アプリを利用していただけると便利です。

※私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、

三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください

県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、下記給付金担当へお問い合わせください。

※高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要（給付額等）は、状況により変更となる場合があります。

※この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。

三重県教育委員会事務局 教育財務課高校生等奨学給付金 電話 059-224-2827（平日 8：30～17：00）